

特定施設入居者生活介護利用契約書 (介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書)

(契約表題部分)

●サービス利用施設（以下「ホーム」という）の表示

名称：ドミー亀有 Levi

所在地：東京都足立区東和1丁目17-26

●契約当事者の表示

利用者：_____様（以下「入居者」という）

住所：_____
(昭和 年 月 日生まれ) (歳、 性)

事業者：株式会社共立メンテナンス

代表取締役 中村 幸治

住所：東京都千代田区外神田二丁目18番8号

●契約当事者以外の事項

契約立会人：_____様

住所：_____

利用者との続柄：_____

(前文)

入居者、契約立会人及び事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める指定特定施設入居者生活介護の利用にあたり、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 (契約の目的)

1. 事業者は、ホームにおいて、入居者に対し、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、入居者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援する目的をもって、指定特定施設入居者生活介護のサービスを提供する。
2. 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約書第3条及び第4条に定めるもの。以下同じ）は、重要事項説明書 別添3『介護サービス等の一覧表』に定める通りとする。

第2条 (契約期間と更新)

1. 本契約の有効期間は、入居者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き（以下「要介護認定等」という）で定められた有効期間に付随するものとする。
2. 契約満了日の1ヶ月以上前までに入居者から書面による更新拒絶の申し出が無い場合、本

契約は自動更新され、以降も同様とする。

第3条（保険給付サービスの内容）

本契約において、「保険給付サービス」とは、事業者が入居者に対して提供する入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話であって、介護保険法令等に基づき介護保険給付の対象となるものをいう。

第4条（保険対象外サービス）

本契約において、「保険対象外サービス」とは、次の各号に定めるものをいう。

- ① 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用。
費用詳細については重要事項別添3を参照。
- ② 介護保険法令等において、「保険給付サービス」とは認められない種類のサービスであって、事業者が入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要と判断するもの。

第5条（介護の場所）

1. 事業者は、入居者に対し、本契約に基づくサービスを、原則としてホームにおける入居者の介護居室において提供する。
2. 事業者は、入居者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、提供の場所をホーム内で変更することがある。その手続等は入居契約書に規定する。

第2章 介護サービスの内容確認とその手続き

第6条（運営規程・個別介護サービス内容確認）

1. 事業者は、介護保険法令に基づき、本契約に基づくホームでのサービスの詳細を確認するため、運営規程を定め、予め入居者に交付する。
2. 事業者は、入居者の要介護認定が確定・更新・変更された場合に、その内容を確認するため、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を入居者に交付する。
 - ① 要介護認定等の内容及びその認定日、有効期間の満了日
 - ② 認定審査会の意見
 - ③ 市区町村より確定されたその他の重要な事項
3. 前項の確認に際して、事業者は、入居者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての入居者の意思を確認する。
 - ① 本契約第3条に定める「保険給付サービス」の費用の額、各種加算給付への同意、支払方法について、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することを同意するか、償還払いを希望するかの確認
 - ② 本契約第4条に定める「保険対象外サービス」の内容及び支払うべき費用への同意
 - ③ 本契約に基づくサービスの利用に関して、入居者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
 - ④ その他入居者又は事業者において必要と考えられる事項

第7条（特定施設サービス計画の作成・変更）

1. 事業者は、介護保険法令等に基づき、入居者の「特定施設サービス計画」を作成する担当者を定める。
2. 事業者は、前項の計画作成担当者が作成する「特定施設サービス計画」の作成、変更等について、介護保険法令等を遵守し、入居者に対して説明し、協議し、同意を得たうえで決定する。その内容は入居者に対して書面を交付して確認する。

第3章 事業者の義務

第8条（事業者の守秘義務）

事業者は、本契約に基づくサービスを提供するうえで知りえた入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

第4章 サービスの料金の支払い

第9条（サービス利用料金）

1. 入居者は、事業者に対して、介護保険法令等及び運営規程（本契約第6条第1項）並びに個別介護サービス内容確認（本契約第6条第2項）に基づき、提供されたサービスの利用料を支払うものとする。
2. 事業者は、入居者に対して、特定施設サービス計画及び提供されたサービスの内容に基づき、入居者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等記載した請求書をあらかじめ送付する。

第10条（利用料金の変更）

1. 本契約第3条に定める保険給付サービスの利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は別に定める入居契約に基づく運営懇談会での説明を行い、当該サービス利用料金等を変更することができる。
2. 本契約第4条に定める「保険対象外サービス」の利用料金について、事業者は、入居者の同意を得たうえで、当該サービス利用料金を変更することができる。この場合、事業者は、別に定める入居契約に従って利用料金の改定手続きをとるものとする。

第11条（証明書の交付）

1. 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けた後、入居者から要求があったときは、サービス提供証明書を交付する。
2. 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は入居者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての意見を求めることができる。

第12条（損害賠償）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたり、万が一事故が発生し入居者の生命・身体・

財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害を賠償する。但し、入居者に過失がある場合は、その過失割合に応じて賠償額を減ずることができる。

第5章 契約の終了

第13条（契約の終了事由）

次の各号の一つに該当する場合は、本契約は当然に終了する。

- ① 入居者が死亡したとき
- ② ホームの入居契約が終了したとき
- ③ ホームが介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業者指定を取り消されたとき又は指定を辞退したとき
- ④ 入居者がホームの特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択したとき
- ⑤ 第14条又は第15条に基づき本契約が解約又は解除されたとき

第14条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。
2. 前項の場合、事業者は次の手続きを行う。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 医師の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと。
 - ④ 前項の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
3. 事業者は、入居者が本契約に基づくサービス利用料金の支払いをしばしば遅延し又はその支払いを3ヶ月以上遅延したため、事業者と入居者の信頼関係が著しく害されたと判断した場合には、3ヶ月の予告期間において本契約を解除することができる。この場合、前項第4号の規定を準用する。
4. 入居者が、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望している場合において、「保険給付サービス」の利用料の支払いを遅延したときには、事業者は、3ヶ月の予告期間において本契約を解除することができる。

第15条（入居者からの中途解約）

入居者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができる。この場合、入居者は、事業者に対し、契約終了を希望する1ヶ月前までに書面により通知するものとする。

第16条（精算）

第13条により本契約が終了した場合において、入居者が、既に行われたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとする。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とする。

第6章 その他

第17条（苦情処理）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスに関する入居者からの苦情を受け付ける窓口を設置する。
2. 入居者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスについて、行政機関、国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができる。
3. 事業者は、前2項による苦情申立てがなされた場合、適切に対応するものとし、入居者に対して、苦情申立てを理由とした差別的な待遇を行わない。

第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と入居者が協議のうえ、誠意を持って解決するものとする。

第19条（合意所轄）

入居者及び事業者は、本契約に起因する紛争に関して、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることを予め合意する。

以上の契約の証として本書3通を作成し、入居者、契約立会人、事業者各1通ずつ保有する。

年 月 日 (契約締結日)

(入居者)

私は、本契約に基づく特定施設入居者生活介護サービスの利用を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

(契約立会人)

住所 _____

氏名 _____ 印

入居者との関係 (_____)

(事業者)

当事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者として入居者の申し込みを受諾し、本契約に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

東京都千代田区外神田二丁目18番8号

株式会社 共立メンテナンス

代表取締役 中村 幸治 印

要介護認定等に伴う確認書

「特定施設入居者生活介護利用契約」（以下「本契約」という）第6条に基づき、次の事項を確認します。

この書面は区市町村による要介護認定等の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより入居者が負担することになる料金の目安その他を確認する目的で作成されています。

1. 本確認書の当事者の確認

入居者名： _____ 様
介護保険被保険者番号： _____
介護保険者番号： _____

事業者名： 株式会社共立メンテナンス

指定特定施設入居者生活介護事業所名： ドーミー亀有 Levi（東京都号 1372113801）

2. 区市町村による要介護認定の決定内容

介護保険制度による要介護認定等の決定は次の内容でした。

- ① 要介護認定等の決定された日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ② 上記の要介護認定等の内容： _____
- ③ 上記の要介護認定の有効期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ④ 上記の要介護認定に伴う認定審査会の意見
- ⑤ その他の重要事項

入居者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、入居者との協議とその合意に基づき決定される「特定施設サービス計画」によるものとします。

「特定施設サービス計画」の作成・変更や内容の説明等については、入居者の希望に応じていつでも対応いたします。

3. 入居者の介護サービスに関する料金内容等の目安

① 入居者の介護サービス利用についての負担金額（30日利用の場合の目安）

		法定代理受領 の場合	償還払いの 場合	備考
介護報酬 部分	利用者負担分 (A)	円	円	30日分の目安です。 利用日数により変わります。 消費税は非課税です。
	法定代理受領相当分 (B)	—	円	
合計（当ホームへの支払料金の目 安）		円	円	

- ・ 償還払いの場合には、法定代理受領相当分（B）の部分に関して、ご自身で市区町村への手続きが必要です。
- ・ 法定代理受領のためには、入居者の同意が必要です。
- ・ 法定代理受領相当分（B）は、下記介護報酬分の9割です。小数点以下は切り捨てです。
- ・ 利用者負担分（A）は、報酬額から法定代理受領相当分を差引いた額です。
- ・ 利用者負担分（A）は、1割負担の場合です。消費税は非課税です。
- ・ 上記の介護報酬は、実際の利用日数に応じて決定します。
- ・ 上記以外に、おむつの使用料、外出時の送迎代金等、入居契約に定める家賃・食費・管理費等が発生します。

【介護報酬分について】（2022年6月1日現在）：上記（A）及び（B）

（30日換算・自己負担1割の場合）

介護度	基本単位 a	加算 b	処遇改善加算 $c=(a+b) \times d$ 小数点以下 四捨五入	総単位数 $e=a+b+c$	介護報酬 $f=e \times \text{地域別単価}$ 小数点以下 切捨て	自己負担額 $g=f \times 0.1$ 小数点以下 切上げ
要支援1	5,460	540	564	6,564	71,547円	7,155円
要支援2	9,330	540	927	10,797	117,687円	11,769円
要介護1	16,140	840	1,596	18,576	202,478円	20,248円
要介護2	18,120	840	1,783	20,743	226,098円	22,610円
要介護3	20,220	840	1,980	23,040	251,136円	25,114円
要介護4	22,140	840	2,160	25,140	274,026円	27,403円
要介護5	24,210	840	2,355	27,405	298,714円	29,872円

	加算の種類	単位・割合	算定	備考
b	個別機能訓練加算	12/日	あり	
	夜間看護体制加算	10/日	あり	要介護のみ
	看取り介護加算	72～1,280/日	あり	対象者のみ
	医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ
	認知症専門ケア加算	0/月	なし	
	サービス提供体制強化加算	0/日	なし	
	ADL維持等加算	30/月	あり	要介護のみ
	科学的介護推進体制加算	40/月	あり	
	若年性認知症入居者受入加算	0/日	なし	対象者のみ
	口腔衛生管理体制加算	30/月	あり	
	口腔・栄養スクリーニング加算	20/1回	あり	対象者のみ
d	退院・退所時連携加算	30/日（上限30日）	あり	対象者のみ
	介護職員処遇改善加算	8.20%	あり(I)	
	介護職員等特定処遇改善加算	1.20%	あり(II)	

- ・ 当ホームの報酬単価は、1単位＝10.9円（1級地）です。
- ※1 「個別機能訓練加算Ⅰ」12単位/日、「科学的介護推進体制加算」40単位/月、「口腔衛生管理体制加算」30単位/月を適用します。
- ※2 「夜間看護体制加算」10単位/日、「看取り介護加算」72～1,280単位/日、「医療機関連携加算」80単位/月、「ADL維持等加算」30単位/月、「口腔・栄養スクリーニング加算」20単位/回（6カ月に1回）、「退院・退所時連携加算」30単位/日を適用します。
対象者のみの適用の為、上記の表には含めていません。
- ※3 介護職員処遇改善加算を適用します。（ $c=(a+b) \times 8.2\%$ ）
- ※4 介護職員等特定処遇改善加算を適用します。（ $c=(a+b) \times 1.2\%$ ）

② 利用料金の支払方法

上記の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、明細を添えてご請求します。

4. 要介護認定に伴う入居者への介護サービスに関する確認内容

① 「介護保険による介護報酬」の支払方法について （どちらかを選択してください。）

・ 「法定代理受領」を選択し、事業者に対し1割負担のみを支払う。

・ 「償還払い」を選択し、事業者に対し10割全額を支払い市区町村への請求を行う。

② 本契約に基づくサービスの利用に関する利用料金や支払方法について

（どちらかを選択してください）

・ 同意する

・ 同意しない

③ その他の確認事項

サービス提供開始日： 年 月 日

上記の内容について、説明を受け、同意内容について確認しました。

年 月 日（内容同意日）

入居者名： _____ 印

立会人： _____ 印

上記内容について、説明を行い、同意内容について確認しました。

事業者： 株式会社共立メンテナンス
代表取締役 中村 幸治 印

説明者： _____ 印

なお、入居者の「特定施設入居者生活介護サービス計画」を作成する者は下記を予定しています。

計画作成担当者

入居者の権利について

入居者はドーミー亀有 Levi 内の生活において以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、入居者は如何なる差別的待遇も受けることはありません。

1. 入居者は、プライバシーを可能な限り尊重されます。
2. 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（但し、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができます。入居者以外の方がその閲覧を要求しても、入居者の同意がない限り閲覧させることはありません。
3. 入居者は、入居者が選択する医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができます。但し、その費用は入居者が負担することになります。
4. 入居者は、自己の金銭や財産を自由に使用することができます。尚、入居者が日常使用する金銭の管理をホームに委託する場合には、予めその管理方法について協議すると同時に、いつでもその管理状況の報告を求めることができます。
5. 入居者は、原則として、身体的抑制をされたり、精神抑制剤を投与されることはありません。
6. 入居者は、介護サービスの利用等に支障がない限り、入居者個人の衣服や家具備品をその居室内に持ち込むことができます。
7. 入居者は、事業所及び事業者の提供するサービスに対する苦情があれば、いつでも事業者へ直接又は行政機関等に対して申し出ることができます。

以上